監 委 第 9 7 号 令和 3 年 3 月 3 0 日

太 田 市 長 清 水 聖 義 様 太 田 市 議 会 議 長 久保田 俊 様 太田市農業委員会会長 新 井 章 夫 様

太田市監査委員 高 橋 嘉一郎 太田市監査委員 白 石 さと子

定期監查結果報告書 (農政部·農業委員会事務局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 農政部(農業政策課、農村整備課) 農業委員会事務局
- 4 監査の着眼点 (1) 現金取扱事務は適正か。(公金及び団体等の準公金)
 - (2) 契約の方法及び事務手続きは適正か。
 - (3) 補助金等の事務は適正か。

5 監査の実施方法

(1)監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和2年度(監査基準日:令和3年1月31日)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。

(2) 監査の期間

令和3年2月24日から令和3年3月15日まで

6 監査の結果

農政部及び農業委員会事務局における令和2年度予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかったが、事務処理において留意すべき事項が一部 見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。

7 意見

各所属で管理する通帳及び印鑑については、リスクの分散を図り引き続き適正な管理に努めてください。

今後においても、俯瞰的な視点に立ち、バランスのとれた農業政策を進めてください。